

## 第 1 回から第 3 回までの議論のまとめ

### 1 児童発達支援センターの支援体制の在り方

- 今まで実施してきた研修会や勉強会は成果をあげており、大事な財産になっているが、もっと地域の中核支援施設とならなければいけない。
- 相談支援について、相談支援体制全体の在り方に課題はあるものの、当該センター利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施する必要がある（地域支援を意識して相談支援を実施してほしい。）。
- センターの取組として、課題の聞き取りや助言、輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れてほしい。
- 現状を踏まえ、センターの役割等について、改めて整理する必要がある。  
（今回の資料 3 を基に審議）
- 基本方針の体系について、現状を踏まえた見直しが必要である。  
（今回の資料 4 を基に審議）

### 2 市有療育施設の在り方

- 児童発達支援センターについて、バランスの良い配置が必要である。  
将来的に各区に 1 施設ずつ配置し、中核的な役割を発揮できるような体制作りが必要であり、公立のセンターをどうするかを含めて計画的に考えていく必要がある。
- 将来的に、子ども発達支援総合センター（ちくたく）のような入所機能を含めた専門的な医療機関がもう一か所あるとよい。
- 札幌市の児童精神科医療の歴史は、市立札幌病院（旧静療院）から続いているものであり、子ども心身医療センター（ちくたく内の診療所）は、その中心である誇りを持ち続け、引き続き、直営（公立）の運営していただきたい。
- 自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、ニーズが高いにも関わらず、定員に達していない状況である。民間による運営を含め、将来的な在り方について検討いただきたい。

### 3 医療的ケア児の支援体制の在り方

- 法律上の定義が不明確であるものの、医療的ケア児について、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉え、議論を進めていく必要がある。
- ライフステージに合った課題を明らかにするため、ニーズや実情を拾っていく必要がある。まずは実態把握が必要である。  
（今回の資料 5 を基に審議）
- 今後、この部会での審議内容を基に、「協議の場（※）」で詳細を議論いただきたい。

※ 平成 29 年度中に自立支援協議会の子ども部会に設置予定